

「徳島県障がい者施策基本計画」（素案）について

1 計画改定の趣旨

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の推進を図ることを目的とする「障がい者施策基本計画」及び障がい福祉サービス等の円滑な実施を確保することを目的とする「障がい福祉計画」並びに新たに策定が必要となった「障がい児福祉計画」について、各計画の総合的な調和を図り、更に平成28年度に全面施行した「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」の実施計画と位置づけるため、これらを一本化した計画として改定する。

2 計画期間

平成30年度から平成35年度までの6年間（計画3年目に中間見直し実施）

3 改定の概要

改定においては、国の基本計画に基づきつつ、本県における4つの重点項目を設定し、障がい者施策を推進するものである。

4 基本理念

「障がいの有無に関わらず、全ての県民が互いに人格や個性を尊重し、活躍できる徳島づくり」

5 重点項目及び計画内容

①「地域社会における「心のバリアフリー」の促進」

- 差別の解消、虐待の防止及び権利擁護の推進
 - ・相談窓口の利用促進
- 行政等における配慮の充実
 - ・研修等による行政職員全体の「心のバリアフリー」の促進
- 教育の振興

など

②「地域で安心して暮らせる環境づくり」

- 安全・安心な生活環境の整備
 - ・住宅の確保
 - ・移動しやすい環境整備
- 防災、防犯等の推進
 - ・防災・防犯対策の推進
 - ・消費者トラブルの防止
- 保健・医療の推進

など

③障がい者の自立と社会参加の促進

- 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- 雇用・就業、経済的自立の支援
 - ・経済的自立の支援
 - ・福祉的就労の充実
- 障がい者スポーツ・文化芸術活動等の振興
 - ・スポーツに親しめる環境の整備、競技スポーツ等に係る取組の推進

など

④障がい福祉サービス等の支援体制の充実

- 自立した生活の支援
 - ・地域移行支援及び在宅サービス等の充実
 - ・相談支援体制の構築
 - ・障がいのある子どもに対する支援の充実

など

徳島県障がい者施策基本計画

（平成30年度～平成35年度）

（素案）

平成 年 月

徳 島 県

本県では、平成26年1月より「障害」の「害」を「ひらがな表記」としています。このため、本計画においても、「障害」という言葉が「人や人の状態」を表す場合は「障がい」と表記しています。ただし、法令名や団体等の固有名詞として使用する場合は、人の状態を表さない場合は、「障害」と表記しています。

例)

障害者 → 「障がい者」
障害福祉 → 「障がい福祉」
障害者基本法 → 「障害者基本法」

(案)

目 次

県 政 部

目 次

第1章『総論』

第1節 計画の概要	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の基本理念	3
3 計画の重点項目	3
4 計画の性格及び位置づけ	3
5 計画の基本的な考え方	4
6 計画の推進体制	6
7 計画の期間	6
8 計画の達成状況の点検・評価	6
9 障がい者の概念	6
10 障がい保健福祉圏域	7
11 障がい福祉サービス等・障がい児通所支援等の体系・内容	9
第2節 障がい者の動向	15
1 身体障がい者の状況	15
2 知的障がい者の状況	18
3 精神障がい者の状況	20

第2章『各論』

第1節 差別の解消，虐待の防止及び権利擁護の推進	22
1 虐待の防止，権利擁護の推進	22
2 障がいを理由とする差別の解消の推進	23
第2節 行政等における配慮の充実	25
1 選挙等における配慮等	25
2 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等	25
第3節 教育の振興	27
1 インクルーシブ教育システムの推進	27
2 教育環境の整備	30
第4節 安全・安心な生活環境の整備	31

1	住宅の確保	31
2	移動しやすい環境の整備等	32
3	アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進	33
4	障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	33
第5節	防災、防犯等の推進	35
1	防災対策の推進	35
2	防犯対策の推進	37
3	消費者トラブルの防止	37
第6節	保健・医療の推進	39
1	保健・医療の充実等	39
2	精神保健・医療の適切な提供等	40
3	難病に関する保健・医療施策の推進	41
4	障がいの原因となる疾病等の予防・治療	42
第7節	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	44
1	情報提供の充実等	44
2	意思疎通支援の充実	44
3	行政情報のアクセシビリティの向上	45
第8節	雇用・就業、経済的自立の支援	47
1	総合的な就労支援	47
2	経済的自立の支援	48
3	障がい者雇用の促進	49
4	障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保	50
5	福祉的就労の底上げ	51
第9節	障がい者スポーツ・文化芸術活動等の振興	53
1	文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備	53
2	スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進	54
第10節	自立した生活の支援	56
1	地域移行支援及び在宅サービス等の充実	56

2	相談支援体制の構築	58
3	障がいのある子どもに対する支援の充実	60
4	障がい福祉サービスの質の向上	63
5	補装具の交付，日常生活用具の給付及び身体障がい者補助犬の育成等	64
6	障がい福祉を支える人材の養成・確保	64

第3章 施策基本計画の目標数値・見込み量

第1節	主要施策の数値目標	
第2節	障がい福祉サービス等の成果目標・見込み量	
1	概要	
2	成果目標	
3	サービスの見込み量	

資料編

資料1	障害者基本法（抄）	
資料2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）	...
資料3	障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例	
資料4	徳島県障がい者施策推進協議会設置条例	
資料5	徳島県障がい者施策推進協議会委員名簿	

第1章『総論』

第1節 計画の概要

1 計画策定の背景

(1) 国における障がい者施策の動向

平成18年12月に、障がい者への差別禁止や障がい者の尊厳と権利を保障することを義務付けた国際条約である「障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号。以下「障害者権利条約」という。）」が国連総会にて採択されたことにより、国においてはこの障害者権利条約の批准に向け、国内法の整備が進められてきました。

平成23年8月には「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）が改正され、障がい者の定義の見直しや障がいを理由とする差別の禁止が明記されたほか、同年6月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）が制定されました。

また、平成24年には「障害者自立支援法」の改正法となる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）が制定され、障がいのある人への支援の拡充などが行われました。

更に、平成25年には、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）や、雇用分野における障がい者に対する差別の禁止を定めた「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（平成25年法律第65号。以下「改正障害者雇用促進法」という。）が制定されました。

平成26年1月に障害者権利条約が批准された後も、平成28年6月には障害者総合支援法の施行3年後の見直し、同年8月には「発達障害者支援法」（平成16年法律第167号）の一部改正など、様々な法改正が行われました。

また、平成25年には、平成32年（2020年）に「2020オリンピック・パラリンピック東京大会」が開催されることが決定し、これを契機に様々な心身の特性や考え方をもつすべての人が、相互にコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」への取組が始められているところです。

(2) 本県の取組み

徳島県でも障害者基本法に基づき、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として、平成15年3月に「徳島県障害者施策新長期計画」を、平成19年3月には「新徳島県障害者施策長期計画」を、更には、平成2

4年3月に「徳島県障害者施策基本計画」を策定し、各種施策を推進してきたところです。

また県においても、近年の障がいのある人の権利を擁護する意識の高まりを受け、障がいを理由とする差別の解消や障がいのある人の日常生活や社会生活を制限している社会的障壁の除去、さらには障がいの特性に応じた適切な情報の取得や利用・意思疎通・移動のための手段の確保などを通じて、障がいのある人が自立して社会参加し、自己の個性や能力を発揮することができるような共生社会の実現を目指し、平成27年12月に「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」（平成27年条例第71号。以下この章において「条例」という。）を制定し、条例に基づく各種施策を積極的に推進しています。

(3) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

平成18年4月に施行された障害者自立支援法に基づき、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができることを目的に、障がい福祉サービス等の必要量を的確に見込み、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等を円滑に実施し、その提供体制を計画的に確保・整備するための計画である「徳島県障害福祉計画（第1期）」を策定して以降、4期にわたる「徳島県障がい福祉計画」を策定し、計画的な障がい福祉サービス提供体制の整備を図ってきました。

また、障害者総合支援法及び「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、都道府県及び市町村は、国の定める基本指針に即して新たに「障がい児福祉計画」を定めるものとされました。

(4) 一体となる計画の策定

「徳島県障がい福祉計画」は、「徳島県障がい者施策基本計画」の中の「生活支援」における「障がい福祉サービス等」に関する実施計画として位置付けられてきました。このため、両計画の推進にあたっては、従来より調和を保ち、一体的に取り組んできたところです。

今年度は、第4期福祉計画の終期にあたることから、本県における障がい福祉サービス提供体制の整備がさらに確実なものとなるよう、必要な見直しを行い、第5期障がい福祉計画を策定するとともに、障がい児通所支援等の提供体制の確保その他障がい児通所支援等の円滑な実施のため、新たに障がい児福祉計画を策定する必要があります。

「徳島県障がい者施策基本計画」及び「障がい福祉計画（第4期）」の計画期間の終了に伴う次期計画の策定、及び新たな「障がい児福祉計画」の策定に伴い、これまでに取り組んできた総合的かつ計画的な障がい者施策に加え、変わりゆく社会情勢や時代のニーズに対応し、県の施策をより総合的・計画的に推進するため、この度、これらの計画を一体的に統合し、本県の障がい者施策

の新たな基本指針とする「徳島県障がい者施策基本計画」を策定しました。

また、条例の実効性を高めるため、本計画を同条例の実施計画と位置づけ、条例の理念の実現を目指します。

2 計画の基本理念

本計画の基本理念は次のとおりです。

「障がいの有無に関わらず、全ての県民が互いに人格や個性を尊重し、活躍できる徳島づくり」

3 計画の重点項目

基本理念の実現のため、特に重点的に取り組むべき項目として、次の4項目を本計画における重点項目とします。

(1) 地域社会における「心のバリアフリー」の促進

障がいについての理解を深めるとともに、障がい者に対する差別や偏見を取り除くため、県民一人ひとりの「心のバリアフリー」を促進し、障がいの有無に関わらず、全ての県民が互いに人格や個性を尊重する徳島づくりを目指します。

(2) 地域で安心して暮らせる環境づくり

障がい者が活躍できる徳島づくりのためには、障がい者が安全・安心に暮らせる生活環境が不可欠であることから、地域における環境整備や防災・防犯対策に取り組めます。

(3) 障がい者の自立と社会参加の促進

障がい者の就労支援や、文化芸術・スポーツなどを通じた交流を推進し、障がい者が地域の一員として生き生きと活躍できる徳島づくりを目指します。

(4) 障がい福祉サービス等の支援体制の充実

障がい者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むために、障がい者（児）それぞれに対応するきめ細かな相談支援提供体制の確保や、障がい福祉サービスの提供体制の充実を図ります。

4 計画の性格及び位置づけ

(1) この計画は、条例に規定する「障がいのある人の権利擁護」、「地域における共生社会の実現に向けた取組」及び「県民理解の促進」を具体的に推進するための実施計画です。

- (2) この計画は、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく、本県における障がい者のための施策に関する基本的な計画です。
- (3) この計画は、障害者総合支援法第89条第1項の規定に基づく障がい福祉計画です。
- (4) この計画は、児童福祉法第33条の22の規定に基づく障がい児福祉計画です。
- (5) この計画は、「社会福祉法」（昭和26年法律第45号）第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」（徳島県地域福祉支援計画）、「医療法」（昭和23年法律第205号）第30条に規定する「医療計画」（徳島県保健医療計画）及び「介護保険法」（平成9年法律第123号）第118条に規定する「都道府県介護保険事業支援計画」（徳島県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画）、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）第62条に規定する「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」（徳島県子ども・子育て支援事業支援計画）その他の法律の規定による計画であって障がい者（児）の福祉に関する事項を定めるものと調和を保つものとします。
- (6) この計画は市町村の障がい者施策を推進する上での基本的方向を示すものであり、市町村障がい者計画策定に当たっての基本となるものです。
- (7) この計画は、「市町村障がい福祉計画」及び「市町村障がい児福祉計画」の方針を尊重しつつ、市町村の行う事業が適正かつ円滑に実施され、地域の実情に即した障がい福祉サービス等及び障がい者通所支援等が提供されるよう、市町村との密接な連携のもとに広域的な調整を図りながら、推進する計画です。
- (8) この計画は、障がい者をはじめとして全ての県民や企業、各種団体等が自主的かつ積極的な活動を行うための指針です。

5 計画の基本的な考え方

(1) 条例の理念の尊重及び整合性の確保

障がい者に係る施策、制度、事業等を策定し、及び実施するに当たっては、条例の理念を尊重するとともに、条例との整合性を確保します。

(2) 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、必要とする障がい福祉サー

ビスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進め、また、言語その他の意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

(3) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるように、障がい者のアクセシビリティ向上の環境整備を図ることが重要であり、社会的障壁の除去に向けた各種の取組をより強力に推進していくため、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れます。

あわせて、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上と心のバリアフリーを推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業・市民団体等の取組みを支援します。

(4) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がい者が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

また、複数の分野にまたがる課題については、関係する機関、制度等の必要な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的に対応します。

(5) 障がい特性や地域に配慮したきめ細かい支援

障がい特性、障がいの状態、生活実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえ、障がい者施策を実施します。

また、障がい種別間格差の解消を目指すとともに、市町村と連携し計画的なサービス基盤の整備を図り、地域間格差の解消を目指します。

(6) 障がいのある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援

障がいのある女性は、障がいに加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることから、こうした点も念頭に置いた施策を実施します。

また、障がいのある子どもは、成人の障がい者とは異なる支援を行う必要性があることに留意します。

さらに、障がいのある高齢者に係る施策については、高齢者施策との整合性に留意して実施します。

(7) 障がい福祉サービス・障がい児支援の提供体制の確保

障がい者が必要とする訪問系サービス・日中活動系サービスの支援が受けられるよう、サービスの提供体制の確保を目指します。

グループホーム、訓練事業等の生活基盤の充実により、施設入所・入院から地域生活へ移行を目指します。

就労支援関係事業の推進により、障がい者の雇用の場の拡大を図るとともに、施設から一般就労への移行を目指します。

地域の実情に即した適切なサービス提供体制を構築するために、NPO法人、地域活動団体、ボランティア活動団体等と連携・協力を図りながら、地域の社会資源を最大限活用して、障がい者の生活を地域全体で支える基盤の構築を目指します。

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。)にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

障がい児支援を行うにあたり、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、障がい児支援の均てん化を図ることにより、地域の支援体制の構築を目指します。

6 計画の推進体制

障がい者自身の意見を十分に聴き、計画の推進への反映を図ります。

県の関係各課相互間の緊密な連携・協力を図るとともに、国・市町村等の関係行政機関、民間事業者、障がい者団体等、幅広い関係者が連携し、それぞれの役割分担と協力のもとに計画を推進します。

7 計画の期間

計画の期間は平成30年度から平成35年度までの6年間とします。ただし、各年度ごとに計画の進捗状況の点検・評価を行い、必要に応じて見直しを行うとともに、障がい者を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、3年目の平成32年度中に計画全体の中間見直しを行います。

なお、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の数値目標部分については、国の基本指針により3か年ごとの数値目標を設定する必要があることから、平成30年度から32年度までの数値目標を設定し、平成32年度中の中間見直しにあわせて、平成33年度から35年度の数値目標を新たに設定することとします。

8 計画の達成状況の点検・評価

本計画は、年度ごとに、目標の達成状況、各障がい福祉サービスの利用状況、見込量の達成状況及び障がい福祉サービス提供体制の整備状況について、徳島県障がい者施策推進協議会において点検・評価を行い、その結果に基づき、必要があると認められるときは見直しを行うなど対策を講じます。

9 障がい者の概念

本計画における障がい者とは、障害者基本法に規定する「身体障害、知的障害、

精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

10 障がい保健福祉圏域

障がい者施策の推進にあたり、単独市町村での実施が困難である事業やサービスについて、市町村の区域を越えた広域的な障がい福祉サービス提供体制の整備を図るため、従来より障がい保健福祉圏域を設定してきました。

本県の障がい保健福祉圏域は、「東部障がい保健福祉圏域」、「南部障がい保健福祉圏域」、「西部障がい保健福祉圏域」の3圏域からなり、さらに各圏域内にそれぞれ2つのサブ圏域（副圏域）を設定しています。

平成26年度より、障がい者の生活に密接に関わりを持つ保健・医療とのより一層の連携を図るため、県の保健医療圏及び老人保健福祉圏域に合わせ、勝浦町及び上勝町を「東部圏域（東部第1サブ圏域）」から「南部圏域（南部第1サブ圏域）」に編入しており、本計画においても引き続きこの圏域を設定します。

○ 東部圏域

東部第1サブ圏域：徳島市 鳴門市 佐那河内村 石井町 神山市
松茂町 北島町 藍住町 板野町 上板町

東部第2サブ圏域：吉野川市 阿波市

○ 南部圏域

南部第1サブ圏域：小松島市 阿南市 勝浦町 上勝町 那賀町

南部第2サブ圏域：牟岐町 美波町 海陽町

○ 西部圏域

西部第1サブ圏域：美馬市 つるぎ町

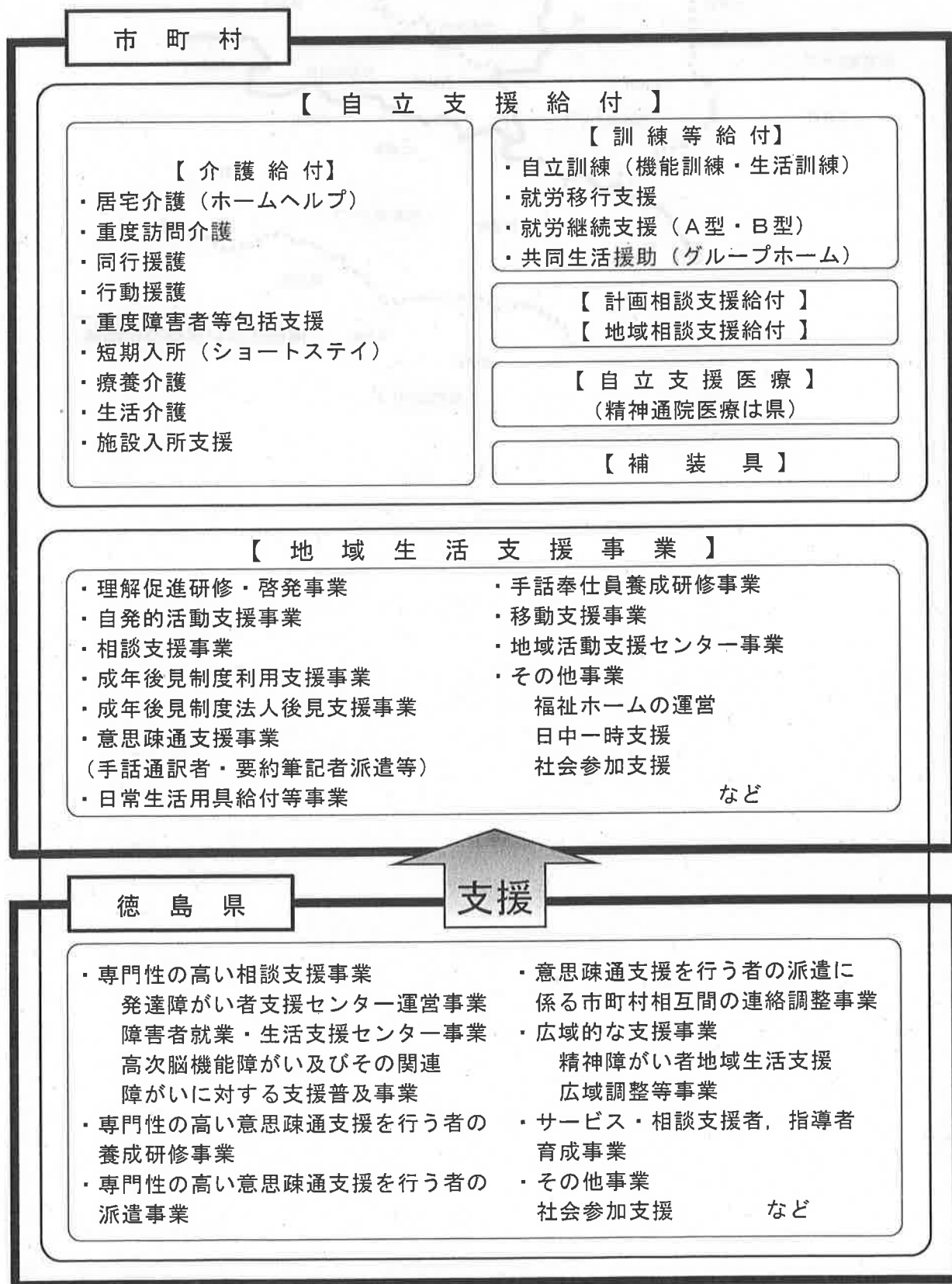
西部第2サブ圏域：三好市 東みよし町



11 障がい福祉サービス等・障がい児通所支援等の体系・内容

(1) 障がい福祉サービスの体系

総合的な支援の全体像は「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。



(2) 障がい福祉サービスの内容

ア 訪問系サービス

(ア) 居宅介護（ホームヘルプ）

在宅障がい者の居宅にて、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

(イ) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者、重度の知的障がい者、重度の精神障がい者で常に介護を必要とする障がい者に、居宅で、入浴、排泄、食事、家事（料理、洗濯、掃除）、生活に関する相談・助言、外出時における移動支援等を総合的に提供します。

(ウ) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を提供します。

(エ) 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、移動する際の必要な援助を行います。

(オ) 重度障害者等包括支援

意志疎通に著しい支障があり、寝たきりの状態や行動上著しい困難を有する等、介護の必要性が非常に高い障がい者に、居宅介護や行動援護等複数のサービスを組み合わせて包括的な支援を行います。

イ 日中活動系サービス

(ア) 生活介護

常に介護を必要とする障がい者に、昼間の食事、入浴、排泄等の日常生活上の介護を提供するとともに、身体能力・日常生活能力の維持向上を目指した生産活動や創作活動の機会も提供します。

(イ) 自立訓練（機能訓練）

身体障がい者の機能回復のための理学療法・作業療法等、リハビリテーションや日常生活上の相談支援を行います。

(ウ) 自立訓練（生活訓練）

知的障がい者、精神障がい者の食事や家事等の日常生活を向上するための支援や日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等のサービス機関との連絡調整等の支援を行います。

(エ) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障がい者に、就労に必要な知識や能力の

向上のために必要な訓練，事業所内や企業においての作業や実習を行うとともに，個々の適性に合った職場を探し，就労後の職場定着のための支援を行います。

(オ) 就労継続支援（A型）

事業所内において，雇用契約に基づいて就労の機会を提供するとともに，一般就労に必要な知識や能力が高まった者について，一般就労移行への支援を行います。

(カ) 就労継続支援（B型）

事業所内において，就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は締結しない）するとともに，一般就労に必要な知識，能力が高まった者について，一般就労移行への支援を行います。

(キ) 就労定着支援

生活介護，自立訓練，就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障がい者について，当該事業所での就労を継続するために必要な事業主，障がい福祉サービス事業者，医療機関等との連絡調整等を行います。

(ク) 療養介護

病院等において，医療及び常に介護を必要とする障がい者に，医学的管理下のもと食事や入浴等の介護を提供します。また，レクリエーション活動等の社会参加活動を実施するとともに，身体能力・日常生活能力の維持向上を目指した「声かけ」，「聞き取り」等のコミュニケーション支援等も行います。

(ケ) 短期入所（ショートステイ）

在宅障がい者の家族等，自宅で介護する人が病気等により介護することができない場合等に，施設へ短期間（夜間も含む）入所し，施設にて入浴，排泄，食事等の介護等を行います。

ウ 居住系サービス

(ア) 自立生活援助

施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障がい者等が居宅で自立した日常生活を営む上での問題につき，定期的な巡回訪問や随時通報による当該障がい者等からの相談に応じ，必要な情報の提供及び助言等の援助を行います。

(イ) 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日において，共同生活を行う住居で，相談，入浴，排せつ，食事の介護や日常生活上の援助を行います。

(ウ) 施設入所支援

施設に入所する障がい者に，夜間や休日において，入浴，排せつ，食事

等の介護等を行います。

(エ) 短期入所（ショートステイ）

在宅障がい者の家族等、自宅で介護する人が病気等により介護することができない場合等に、施設へ短期間（夜間も含む）入所し、施設にて入浴、排泄、食事等の介護等を行います。

(3) 障がい児支援サービスの内容

ア 障がい児通所支援

(ア) 児童発達支援

未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

(イ) 医療型児童発達支援

肢体不自由児等の医療を必要とする障がい児に対し、上記の児童発達支援に加えて治療を提供します。

(ウ) 放課後等デイサービス

就学している障がい児に対し、放課後を利用して生活能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、夏休み等の長期休暇における余暇支援を提供します。

(エ) 保育所等訪問支援

保育所等の児童が集団生活を営む施設に対し、その施設を訪問し、障がい児が集団生活を行いやすいように専門的な支援を行います。

イ 障がい児入所支援

(ア) 福祉型障がい児入所支援

入所した障がい児に対して、保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行います。

(イ) 医療型障がい児入所支援

上記の支援に加えて、肢体不自由児や重症心身障がい児等、医療が必要な障がい児に対して医療を提供します。

(ウ) 短期入所（ショートステイ）

在宅障がい者の家族等、自宅で介護する人が病気等により介護することができない場合等に、施設へ短期間（夜間も含む）入所し、施設にて入浴、排泄、食事等の介護等を行います。

ウ 居宅訪問型児童発達支援

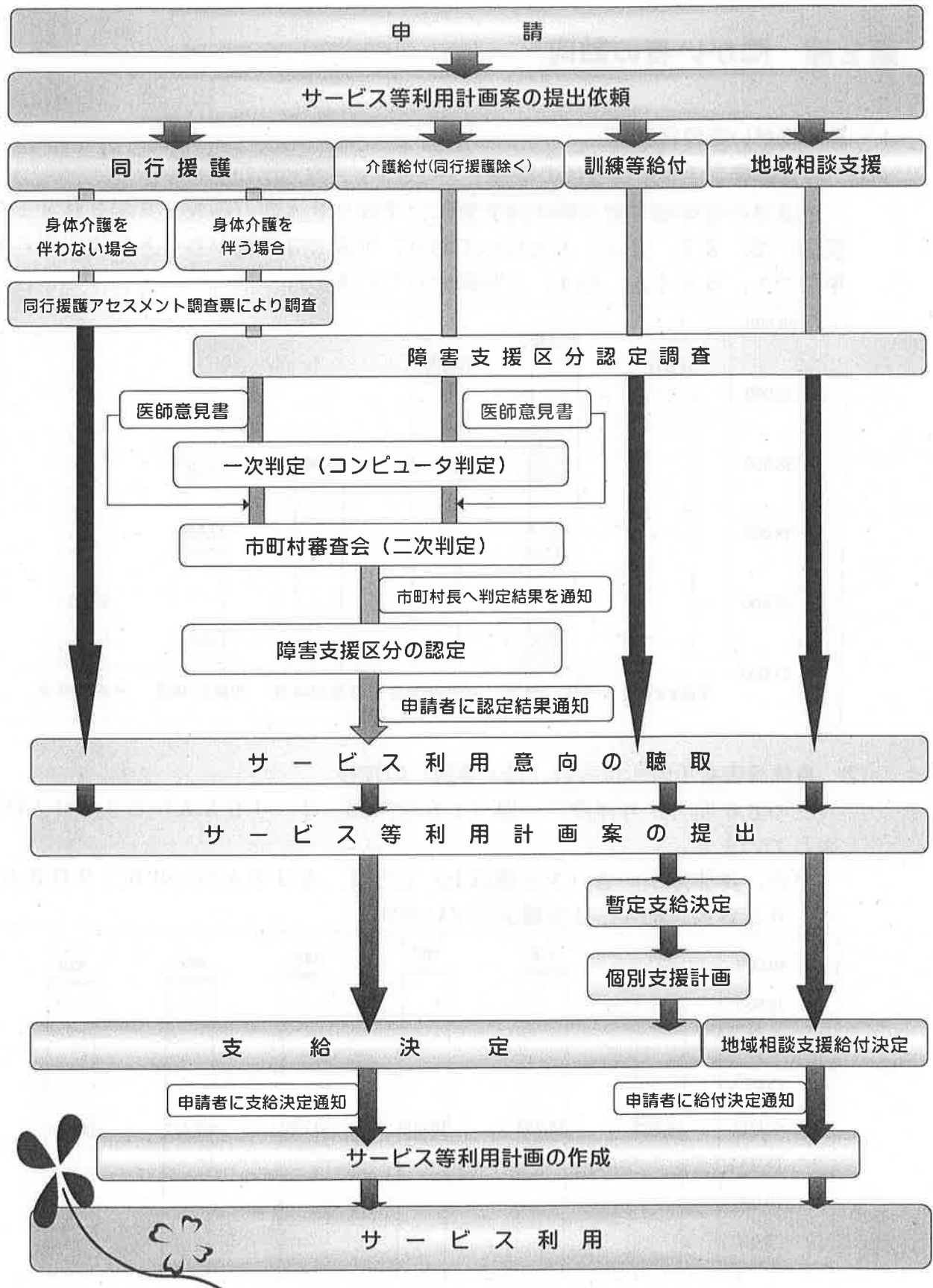
重度の障がいの状態等のため外出が著しく困難な障がい児等につき、当該障がい児等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技

能の付与，生活能力の向上のため必要な訓練等を行います。

エ 障がい児相談支援

障がい児通所給付決定等を受けた障がい児とその保護者に，障がい児支援利用援助又は継続障がい児支援利用援助を提供します。

(4) 障がい福祉サービスの利用手続と支給決定までの流れ



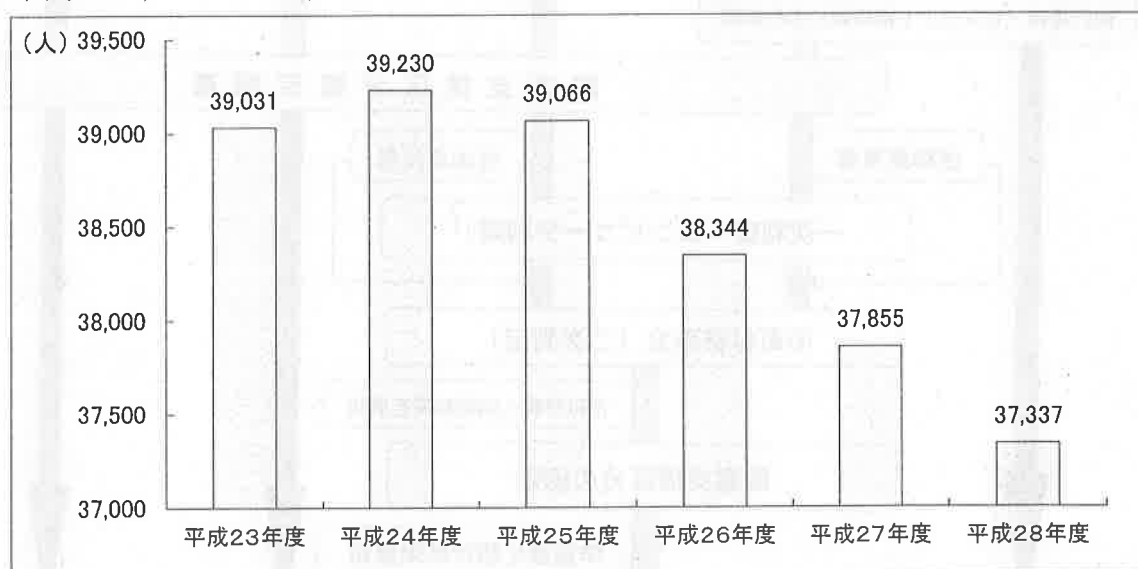
第1章『総論』

第2節 障がい者の動向

1 身体障がい者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

徳島県の身体障害者手帳所持者数は、平成28年度（平成29年3月31日現在）で、37,337人となっており、平成23年度から28年度までの6年間で1,694人、約4.3%減少しています。



(2) 身体障害者手帳所持者数（児・者別）の推移

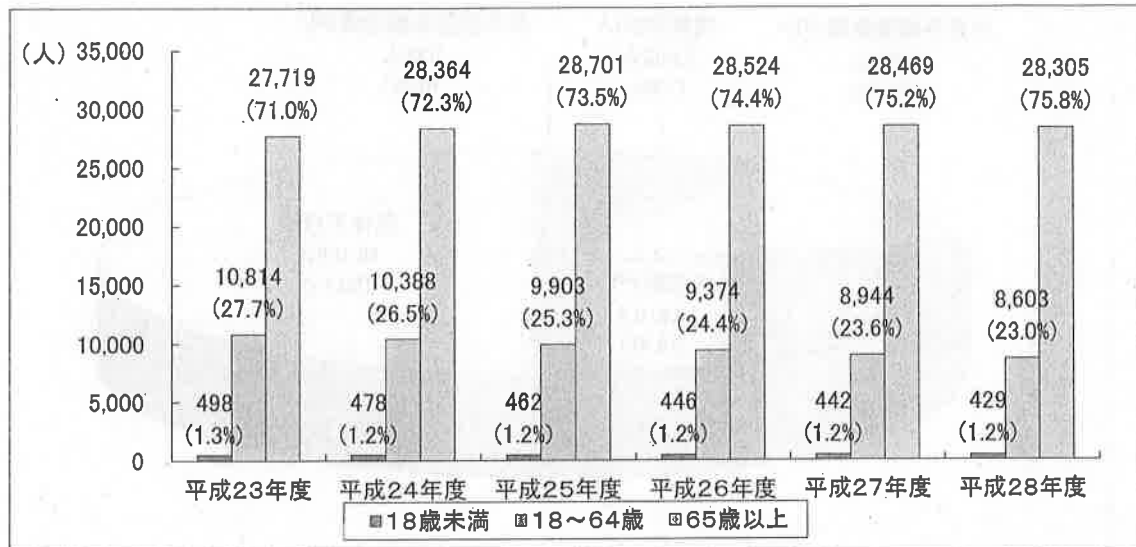
この6年間で、身体障がい児（18歳未満）は、498人から429人に減少しています。

また、身体障がい者（18歳以上）も38,533人から36,908人に1,625人、約4.2%減少しています。



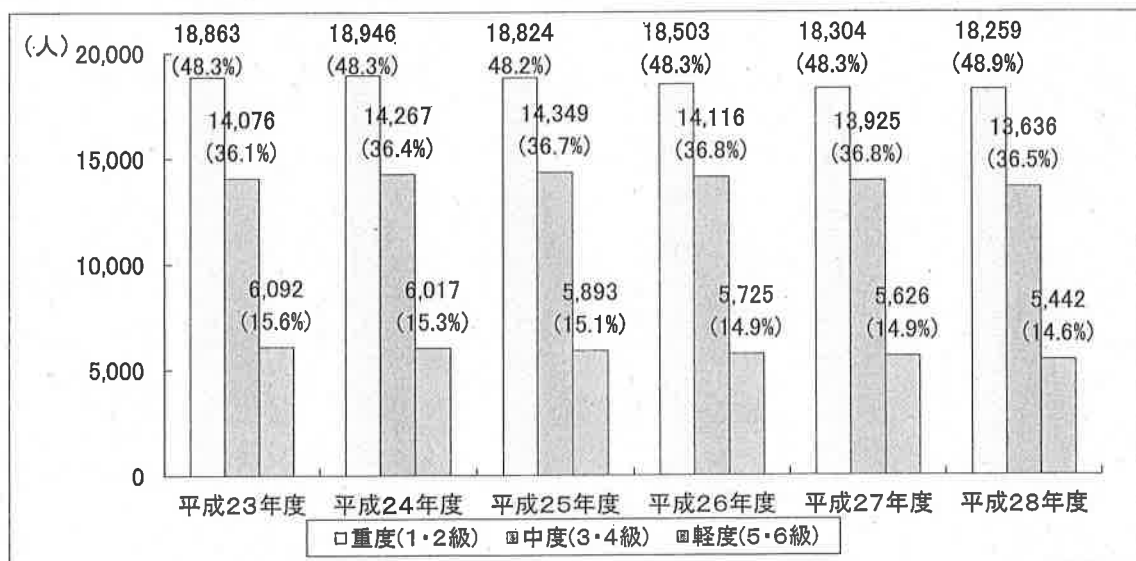
(3) 身体障害者手帳所持者数（年齢別）の推移

18歳未満及び18～64歳の身体障がい者が減少しているのに対し、65歳以上の身体障がい者数は増加しており、平成28年度は28,305人と、身体障がい者全体の75.8%を占めています。



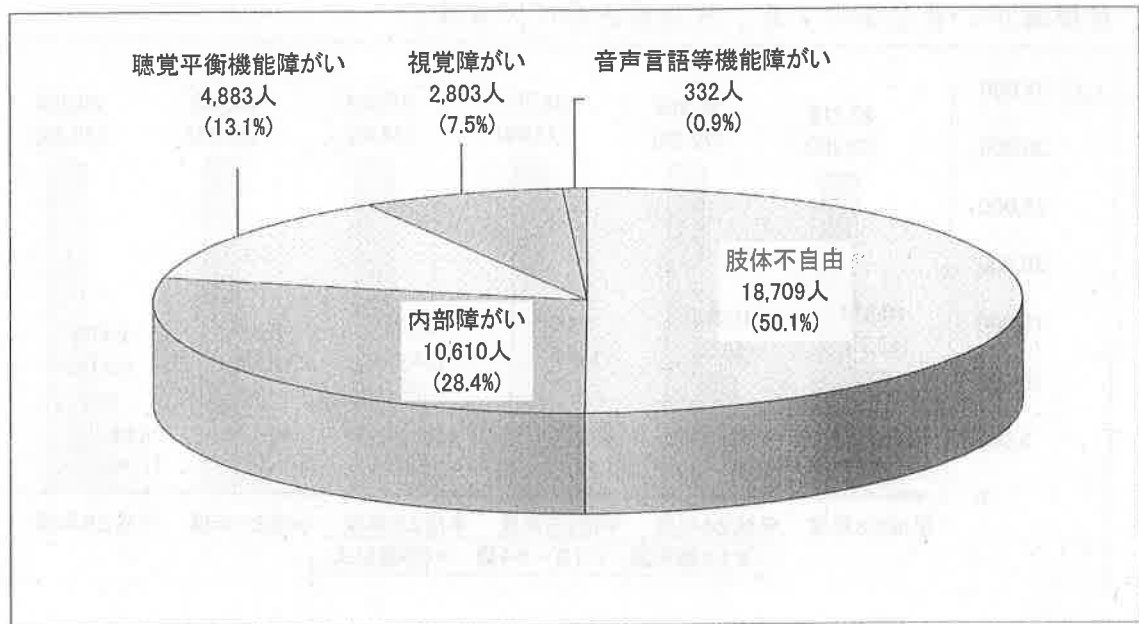
(4) 身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移

等級別では、所持者数は重度（1・2級）、中度（3・4級）及び軽度（5・6級）のいずれにおいても減少していますが、割合では重度及び中度が増加しており、身体障がい者の重度化が進んでいます。



(5) 障がい種別身体障害者手帳所持者数（平成28年度）

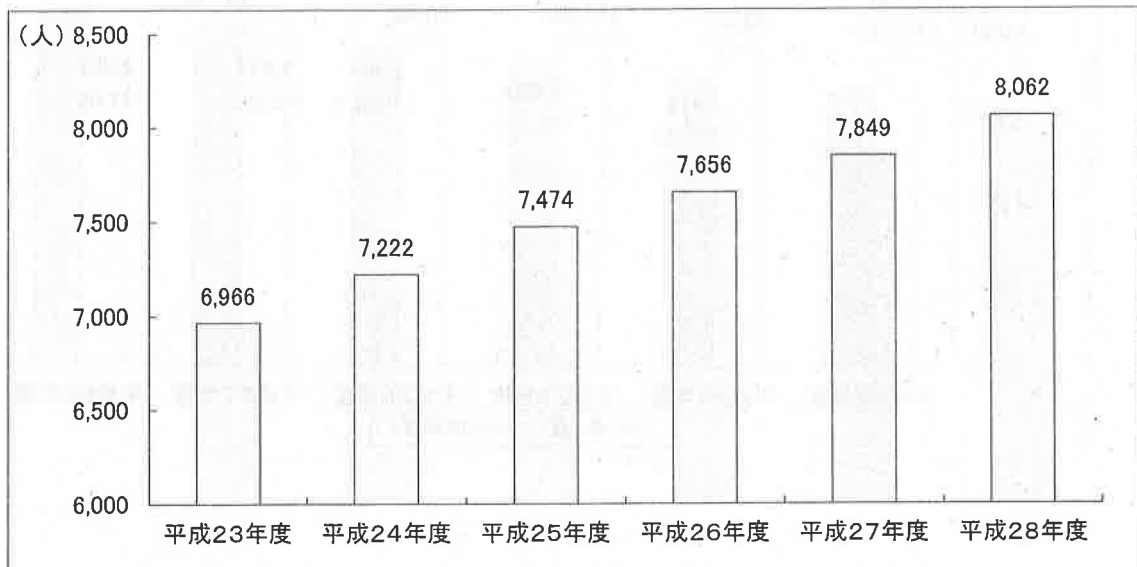
平成28年度（平成29年3月31日現在）の身体障害者手帳所持者数を障がい別でみると、最も多いのは肢体不自由で、その比率は50.1%，次に多いのは内部障がいの28.4%となっています。



2 知的障がい者の状況

(1) 療育手帳所持者数の推移

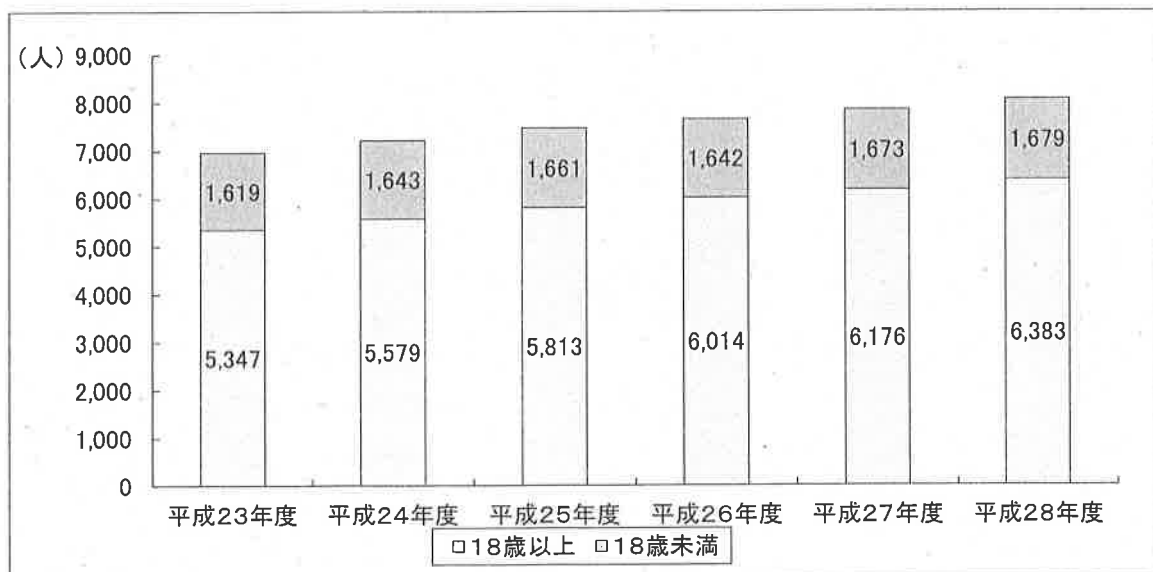
徳島県の療育手帳所持者数は、平成28年度（平成29年3月31日現在）で8,062人となっており、平成23年度から平成28年度までの6年間で1,096人、15.7%増加しています。



(2) 療育手帳所持者数（児・者別）の推移

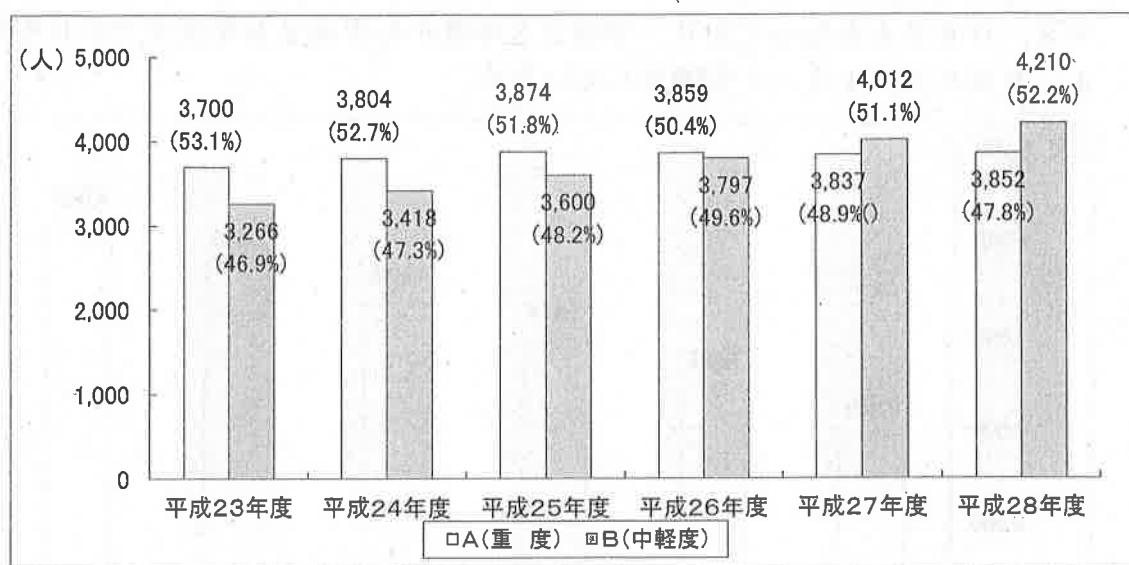
この6年間で、知的障がい児（18歳未満）は1,619人から1,679人へと60人、3.7%増加しています。

一方、知的障がい者（18歳以上）は5,347人から6,383人へと1,036人、19.4%増加しています。



(3) 療育手帳所持者数（程度別）の推移

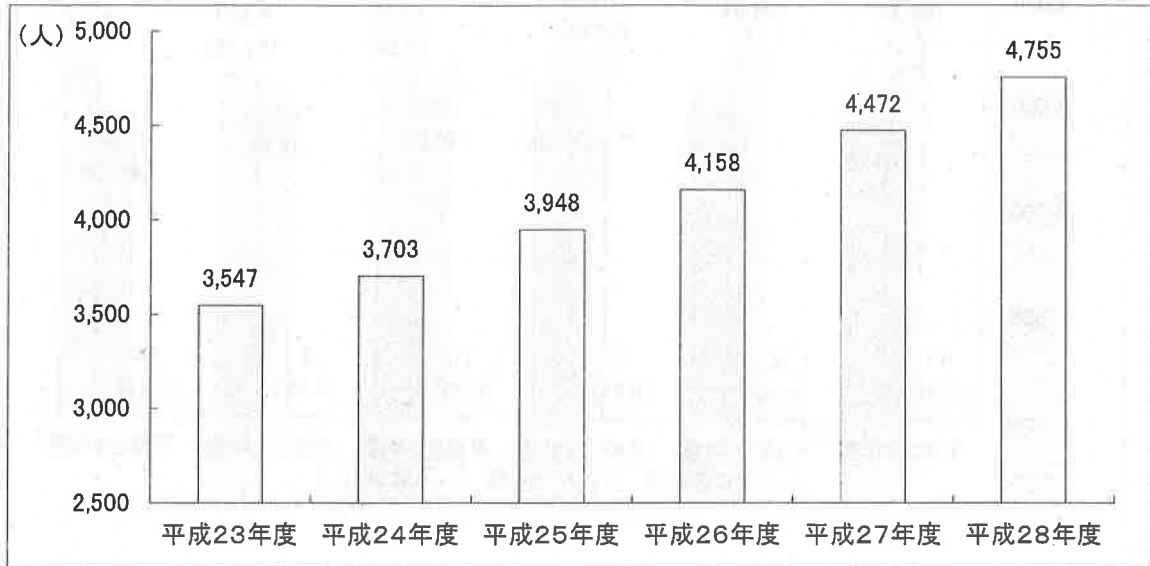
程度別で見た場合、Aの重度者、Bの中軽度者ともに増加していることが分かります。また、その比率は、Bの占める割合が年々増加しています。



3 精神障がい者の状況

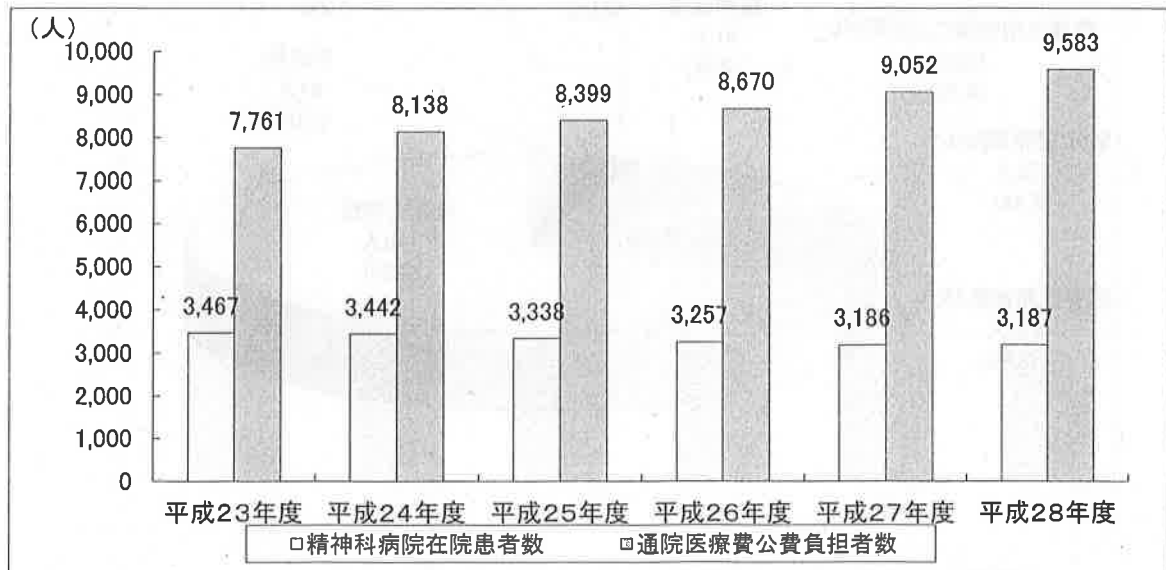
(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

徳島県の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成28年度（平成29年3月31日現在）で、4,755人となっており、平成23年度から平成28年度までの6年間で1,208人、約34.1%増加しています。



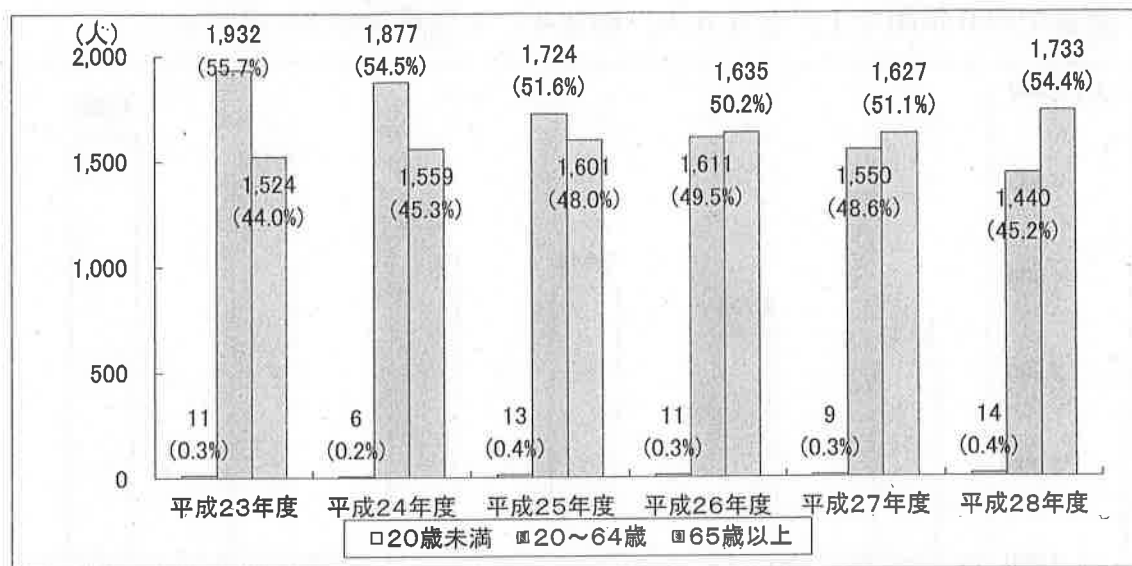
(2) 精神科病院在院・通院の状況

精神科病院在院患者数は、年々減少傾向にあり、平成28年6月末現在で3,186人となっています。一方、通院医療費公費負担者数は、年々増加しており、平成28年度末現在で9,583人と、平成23年度の約23.5%増加しています。



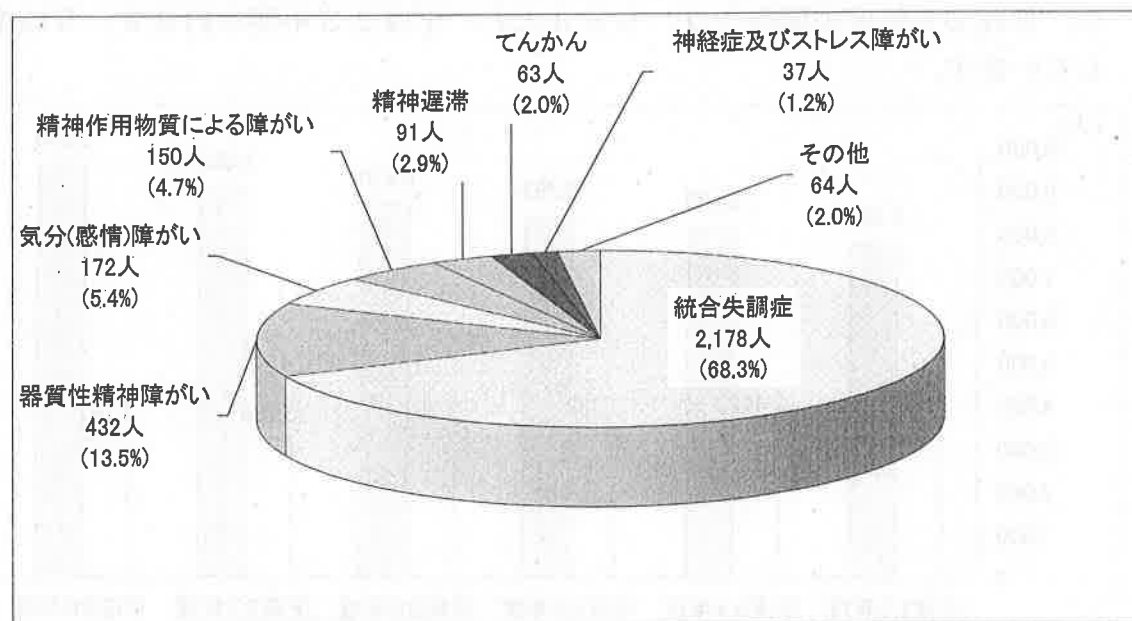
(3) 精神科病院在院患者数（年齢別）の推移

精神科病院在院患者数を年齢別で見ると、65歳以上在院患者数は年々増加傾向にあり、平成28年度に1,733人、約54.4%を占め、高齢化が進んでいることがうかがえます。



(4) 精神科病院在院患者数（病名別）の状況（平成28年度）

精神科病院在院患者数を病名別で見ると、統合失調症が最も多く約68.4%（2,178人）を占めており、以下、器質性精神障がい、気分（感情）障がいの順になっています。



第2章『各論』

第1節 差別の解消、虐待の防止及び権利擁護の推進

全ての県民が互いに人格や個性を尊重しあう社会の実現に向け、障害者差別解消法や障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例に基づき、障がいを理由とした差別の解消に取り組みます。

あわせて、障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待の防止等、障がい者の権利擁護のための取組みを推進します。

1 虐待の防止、権利擁護の推進

【現状と課題】

障がい者に対する虐待は、障がい者の尊厳を著しく害するものであり、その対策及び防止が重要です。平成24年に障害者虐待防止法が施行され、本県では全ての市町村で「市町村障害者虐待防止センター」を、また県には「徳島県障害者権利擁護センター」を設置し、障がい者の権利擁護・虐待防止に取り組んでいます。引き続き、虐待の未然防止や早期発見等の取り組みを一層推進する必要があります。

また、知的障がい又は精神障がいにより、判断能力が不十分な方を保護し支援する「成年後見制度」への理解を深め、適正な利用を促進していく必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障がい者虐待の防止及び養護者に対する相談等の支援を行います。
- 市町村職員や事業所等管理者・従事者を対象とした障がい者虐待防止研修を実施し、虐待事案に対応する者の資質の向上を図ります。
- 自ら意思を決定することが困難な障がい者が障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、支援者が本人の意思決定を支援する「ガイドライン」の一層の普及を図ります。
- 知的障がい又は精神障がいにより判断能力が不十分な者による成年後見制度の適正な利用を促進するため、「地域生活支援事業」における、成年後見制度の

活用を支援する「成年後見制度利用支援事業」を推進します。

- 虐待事案を未然に防止する観点から、相談支援専門員、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障がい者等及びその擁護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報の周知・指導を行います。
- 指定障がい福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等の設置者・管理者に対し、障がい者等虐待防止研修受講の徹底及び虐待を防止するための委員会の設置を促すなど、各種研修や指導監査などあらゆる機会を通じて指導助言を継続的に行います。

2 障がいを理由とする差別の解消の推進

【現状と課題】

平成28年4月に障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法が施行され、日常生活や社会生活及び雇用分野において、行政や事業者による障がいを理由とする差別の禁止や、合理的配慮の提供義務などが規定されました。

本県においては、法律について周知・啓発を行うとともに、関係機関との情報共有や連携強化を図るため、障害者差別解消法に規定される障害者差別解消支援地域協議会として「徳島県障がい者差別解消連絡会議」を設置しました。

また、平成28年4月には、障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例を施行し、障がいを理由とする差別に関する相談窓口の設置や紛争解決のための「徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会」の設置など、権利擁護のための体制を整備しました。

今後、障がいを理由とした差別の禁止や合理的配慮の提供を一層推進するため、条例及び法律の更なる周知・啓発を行うとともに、相談窓口の適正な運営や、徳島県障がい者差別解消連絡会議の充実を図る必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 障害者差別解消法の意義や趣旨について幅広い県民の理解を深めるため、徳島県障がい者差別解消連絡会議の構成機関との連携により、同法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開します。
- 徳島県障がい者差別解消連絡会議による、情報共有や事例研究等を更に積極的に実施し、会議の充実及び関係団体の連携強化を図ります。
- 障がいを理由とした差別に関する相談窓口の利用の促進を図るとともに、徳

島県障がいのある人の相談に関する調整委員会の適切な運営を行います。

- 地域における障がいを理由とする差別の解消を推進するため、市町村における対応要領の策定及び障害者差別解消支援地域協議会の設立を促進します。
- 労働局などの関係機関と連携し、雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供について周知・啓発に努めます。
- 障がいや障がい者に対する正しい理解を促進するとともに、ノーマライゼーションの理念の一層の普及を図ります。
- テレビ、新聞、広報紙、刊行物、ホームページ等各種メディアを活用した計画的かつ効果的な啓発・広報活動を実施します。
- 「障害者週間」（12月3日～9日）、「知的障害福祉月間」（9月）、「精神保健福祉普及運動」（10月任意の週）、「発達障害啓発週間」（4月2日～8日）を中心とした啓発・広報活動の一層の充実を図ります。

第2章『各論』

第2節 行政等における配慮の充実

障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮の提供を行います。

また、行政機関の窓口等における障がい者への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供にあたっては、アクセシビリティへの配慮に努めることで、行政機関における「心のバリアフリー」を推進します。

1 選挙等における配慮等

【現状と課題】

選挙において、障がいのある有権者が円滑に投票できる環境を整備するために、投票所の施設や設備の整備その他必要な施策を講じるとともに、障がい特性に応じた情報提供を行うなど、投票環境の向上に配慮する必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 市町村に対し、移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化、障がい者の利用に配慮した投票設備の設置、投票所における投票環境の向上に努めるよう働きかけます。
- 市町村に対し、障がい者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等について働きかけます。
- 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます。
- 政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術(ICT)の進展等も踏まえながら、障がい特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努めます。

2 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

【現状と課題】

障害者差別解消法の施行により、行政機関に対し「障がいを理由とした差別の禁止」及び「合理的配慮の提供」が法的義務となったことを受け、本県では、同

法に基づく「職員対応要領」を知事部局・教育委員会・企業局・病院局・警察ごとに策定し、差別の禁止や合理的配慮の提供について周知徹底を図っています。

また、障がい者が円滑に権利を行使できるよう、行政機関の窓口や会議、イベント等において、障がい特性に応じた適切な配慮を行う必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 県における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行います。
- 県職員に対し障がい者への理解を促進し、「心のバリアフリー」を浸透させるため、より一層の理解の促進が必要な障がいや、外見からは分かりにくい障がいの特性、求められる配慮等についての研修を実施し、窓口をはじめとする県職員の障がい者への配慮の徹底を図ります。また、関係機関における相談事例を県全体で共有するなど、障がい者が必要とする配慮等に関する理解を促進します。
- 市町村に対し、障がい者への理解の促進や合理的配慮の提供に係る指導や情報提供を積極的に行い、県下行政職員全体の「心のバリアフリー」を促進します。
- 県における行政情報の提供等に当たっては、情報通信技術（ＩＣＴ）の進展も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。

第2章『各論』

第3節 教育の振興

障がいの有無によって分け隔てられることなく、県民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がいの有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みを構築するとともに、障がいに対する理解を深めるための取組を推進します。

また、障がいのある幼児児童生徒に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備に努めるとともに、障がい者が社会においてその能力を発揮し、自己実現を図ることができるよう、学校教育のみならず生涯にわたってその年齢、能力、障がい特性等を踏まえた教育を受けられるように取り組みます。

1 インクルーシブ教育システムの推進

【現状と課題】

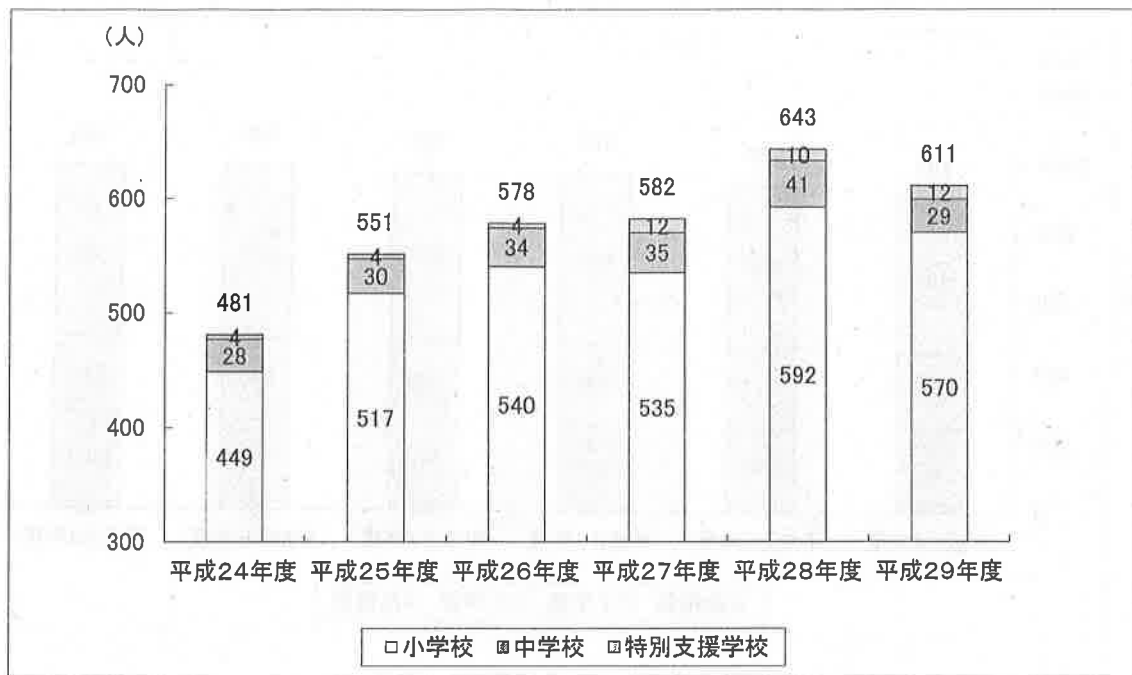
障害者権利条約によると、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者となない者が共に学ぶ仕組みであるとされています。共生社会の形成に向けて、障がい者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。

各学校等において、発達障がいを含めた特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒に対するインクルーシブな教育体制の充実を図る必要があります。

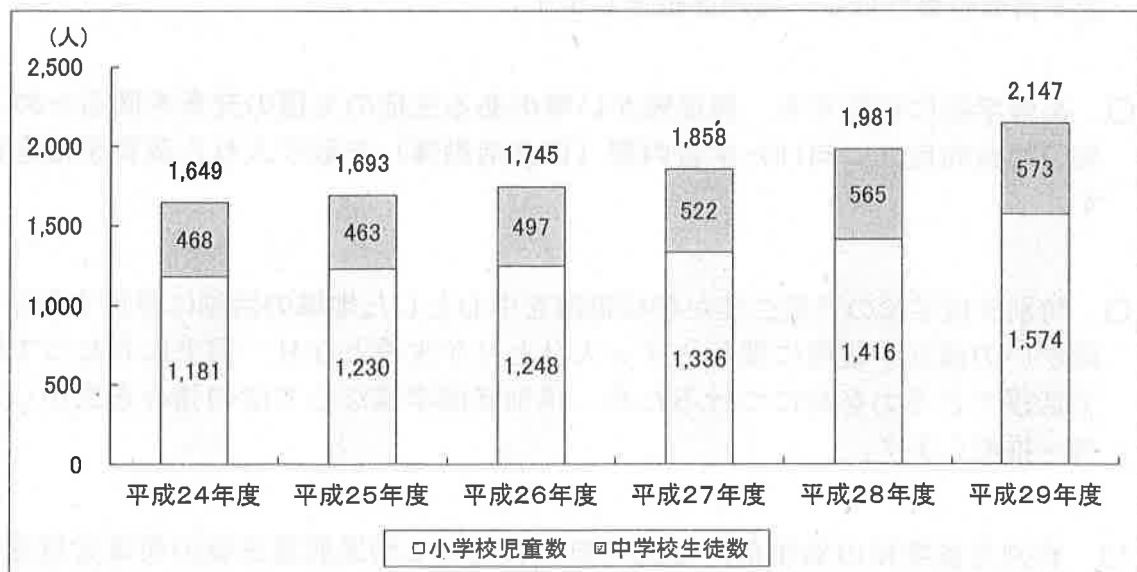
また、高等学校においても発達障がい等、支援の必要な生徒が増えており、在籍する発達障がいのある生徒に対して、特別支援学校の教育課程を参考にし、一人ひとりの特性に応じた指導の在り方をさらに検討する必要があります。

さらに、特別支援学校においては、幼児児童生徒の将来を見据えたキャリア教育の推進、高等部生徒の働きたい想いに応える就労支援の充実を目指した取組が重要です。

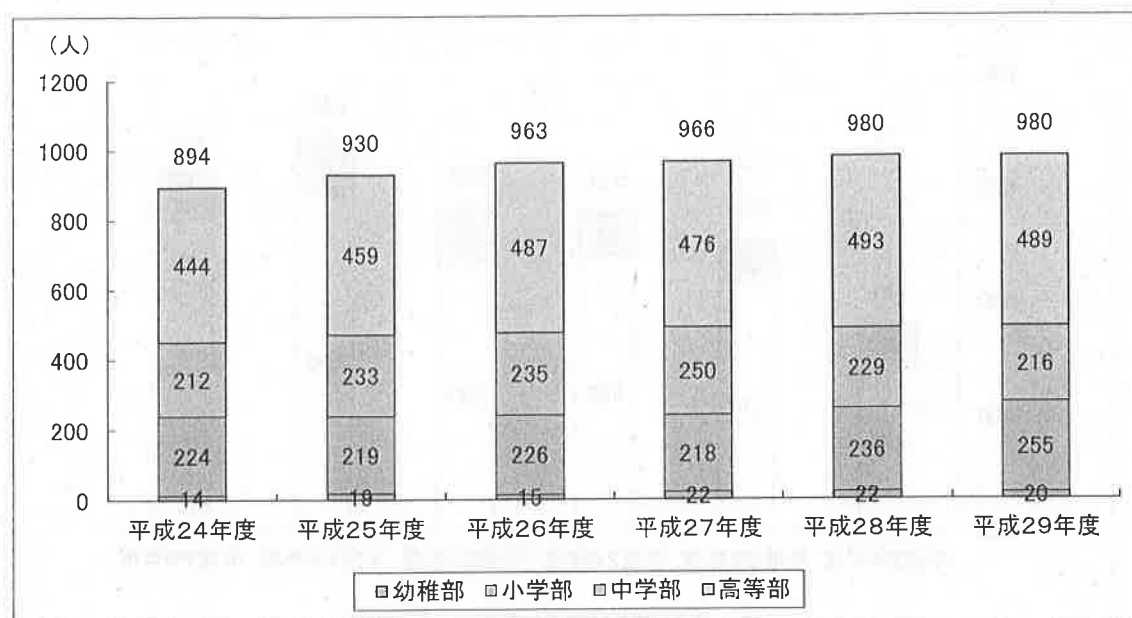
○ 通級指導教室児童生徒数の推移



○ 特別支援学級児童生徒数の推移



○ 特別支援学校幼児児童生徒数の推移



【施策の方向・具体的取組】

- 幼・小・中学校において、子どもの望ましい行動をほめて育てるとともに、問題行動を未然に防ぐ「ポジティブな行動支援」の考え方の浸透を図り、各園・学校全体でその取組みを推進します。
- 小・中学校の通常の学級に在籍する発達障がいを含めた、学びにくさのある児童生徒の学習を支援するため、一人ひとりの学習上のつまずきに応じた自立型学習教材を作成し、活用を推進します。
- 高等学校に在籍する、発達障がい等のある生徒の支援の充実を図るため、将来の社会的自立に向けた学習内容（自立活動等）を取り入れた教育を推進します。
- 特別支援学校の児童生徒が学校近隣を中心とした地域の活動に参加するなど、障がいの種別や程度に関わらず一人ひとりが主役となり、将来にわたって地域で活躍できる力を身につけるため、特別支援学校ならではの強みを生かした教育を推進します。
- 特別支援学校の幼稚部から高等部にわたって幼児児童生徒の将来を見据えたキャリア教育を推進するとともに、福祉的就労が想定される生徒の作業学習等をはじめ、特別支援学校高等部生徒の働きたい想いに応える就労支援を更に充実します。

2 教育環境の整備

【現状と課題】

障がいのある子どもの自立や社会参加を目指し、特別支援学校や各小中学校における特別支援学級を設置し、障がい種別や発達段階に応じた専門的な教育を行っています。今後、インクルーシブ教育体制を支えるための教員の専門性を向上させるとともに、通常の学校における特別支援教育の体制整備の促進を図る必要があります。

また、特別支援学校については、特別支援教育の拠点校としてセンター的機能の充実に努める必要があります。

また、県民のライフステージや目的・ニーズに応じて、学校卒業後も生涯にわたって学ぶことのできる学習環境づくりを進める必要があります。

加えて、障がいのある幼児児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、障がいの程度に応じ、障がい者用トイレ、手すり、スロープ等の整備を行っているところです。更に多様な障がい特性に対応するため、教育環境の整備をより充実させることが必要です。

【施策の方向・具体的取組】

- 市町村の地域特別支援連携協議会等において、幼・小・中・高等学校における特別支援教育体制の整備状況をチェックリスト等を用いて評価し、各園・学校の目標を明確化する取り組みを通して、各園・学校、地域におけるインクルーシブな教育体制を強化します。
- 既存の教員研修に加えて、ICTを活用した教員用e-ラーニング教材等を活用し、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。
- 特別支援学校のセンター的機能の充実に図るため、学識経験者等と連携し、特別支援学校教員の専門性向上に取り組めます。
- 地域において、県、市町村、高等教育機関、NPO法人等が行っている各種学習機会・情報を体系化し、総合的に提供することにより、生涯学習環境を整備します。
- ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、多様化する障がいに対応可能な、より快適で利用しやすい校舎の整備に努めます。

第2章『各論』

第4節 安全・安心な生活環境の整備

障がい者が地域で安全・安心に暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障がい者が安全に安心して生活できる住環境の整備、障がい者が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、障がい者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進します。

1 住宅の確保

【現状と課題】

障がい者の住宅の確保については、地域における自立生活を支援するため、県営住宅への優先入居の配慮を行っています。今後も引き続き住宅の確保に努めるとともに、関係団体と連携し、障がい者が希望する民間賃貸住宅への円滑な入居を推進していく必要があります。

また、障がい者の地域移行を進めていく中で、障がい者の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの利用の促進を図るとともに、地域で生活する障がい者を支援するための拠点を整備する必要があります。

あわせて、障がい者が日常生活を送る上でその障がいを軽減し、自立した生活を支援する日常生活用具の給付等を行う必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 県営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の県営住宅のバリアフリー化改修を促進します。
- 引き続き県営住宅の障がい者に対する優先入居を実施します。
- 民間賃貸住宅の空き室や空き家を活用した、障がい者等の住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度等を趣旨とする住宅セーフティネット法の改正を受け、居住支援協議会等と連携し、セーフティネット住宅の登録の促進や登録住宅の設置者等に対する、指導監督を行います。
- 障がい者が行うバリアフリー改修等を促進するとともに、障がい者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与、及び用具の設置に必要

な住宅改修に対する支援を行います。

- グループホームの利用を促進するとともに、重度障がい者にも対応した支援体制の充実を図ります。また、地域で生活する障がい者の支援の拠点となる地域生活支援拠点等の整備を図ります。こうした取組と合わせて、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

2 移動しやすい環境の整備等

【現状と課題】

障がい者が様々な活動に参加するために行動範囲を広げることは、自立や社会参加、生活の質の向上に大きく寄与することから、公共交通機関のバリアフリー化や、移動支援の充実等により、障がい者が安心して移動できる環境を整備する必要があります。

公共交通機関については、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー新法」という。）の考え方にに基づき、障がい者のみならず誰もが快適に利用できる旅客施設・車両及び旅客施設等を中心とした地区の整備について、国、地方自治体及び公共交通事業者が連携して移動の連続性、円滑性を高めるためにユニバーサルデザイン化を促進する必要があります。

また、これらのハード面の整備に併せ、公共交通事業者はもとより各種関係機関、県民が障がい者に対する理解を深め、障がい者が安心して公共交通機関を利用して移動できるよう、協力していく「心のバリアフリー」を進めていく必要があります。

身体障害者補助犬法では、身体障がい者が公共の施設や公共交通機関等を利用する場合に、身体障がい者補助犬を同伴することができるような措置等が定められています。このことを広く周知し、理解を求めていく必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 交通事業者が行うノンステップバスの導入を支援するとともに、より一層、旅客施設や車両のバリアフリー化を進めるよう働きかけます。
- 公共交通事業者、関係機関、県民に対し、障がい者に対する「心のバリアフリー」を推進するため、車いす使用者や白色又は黄色の杖を持った人、身体障がい者補助犬を連れた人など、障がい者への適切な対応について周知・啓発を行い、理解と協力を求めていきます。
- 身体障がい者補助犬の利用希望者の需要に応じた育成・確保に努めます。

3 アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進

【現状と課題】

県は「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」（平成19年条例第14号）に基づき、不特定かつ多数の者が利用する公共性の高い施設（生活関連施設）の新設や改築等を行う際のユニバーサルデザインに関する整備基準を定めており、施設を設置等しようとする場合は、整備基準に適合するよう努める必要があります。

また、生活関連施設のうち生活環境の整備を進める上で特に重要な施設（特定生活関連施設）の新設等については、県への事前協議が必要となり、整備基準に適合していない場合は、必要な指導や助言を行うことができるとされています。

また、県では身体障がい者や高齢者、妊産婦の方など「歩行困難な方」のため、公共施設、ショッピングセンター、銀行や病院などの出入口に近いところに設置されている「身体障がい者等用駐車場（車いすマークがある駐車場）」について、利用対象者に「身体障がい者等用駐車場利用証（パーキングパーミット）」を交付し、歩行困難な方々に配慮した環境づくりを推進しています。

【施策の方向・具体的取組】

- 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例の普及啓発及び適切な運用に努めます。
- 「身体障がい者等用駐車場利用証（パーキングパーミット）」の利用について、駐車場を設置する施設の協力を得ながら、不適切な駐車を解消し、歩行困難な方々に配慮した環境づくりを一層推進します。また、同制度を実施している他府県との利用証の相互利用により、利便性の向上を図ります。

4 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

【現状と課題】

県では、徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例に基づき、障がい者や高齢者などを含む、全ての人が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進しています。

今後とも、条例に基づき、ユニバーサルな生活環境の実現に向けて各種施策を総合的に推進していく必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例に基づき、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を整備する、という考え方から、すべての人が暮らしやすい社会を

実現するため、施設の整備、役務の提供及び啓発活動などの取組を推進します。

- とくしまユニバーサルデザイン県民会議を通じて、県民、事業者、行政の各主体が連携・協働し、それぞれの役割に応じて、積極的かつ主体的にユニバーサルデザインの普及に向けた取組を推進します。また、県民及び事業者の意識の高揚及び知識の普及を図るため、ユニバーサルデザインの先駆的・モデル的取組について表彰するなどの啓発活動を推進し、すべての人が暮らしやすい社会の実現を推進します。
- 安全で快適な通行を確保するため、歩道の段差の解消や幅の広い歩道の整備、電線類の地中化等を促進します。また、駅やバス停等の交通基点と障がい者の利用が多い施設とを結ぶ歩道には視覚障がい者用誘導ブロックの整備を図るほか、公共施設等主要な施設への案内表示についても積極的に推進します。
- 雨の日でも歩きやすく、人にやさしい歩道とするため、平坦部を連続させ、透水性舗装や横断勾配の緩い舗装を実施するよう努めます。
- バリアフリー新法に基づき市町村が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路において、歩行者等と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、視覚障がい者用付加信号機等のバリアフリー対応型信号機、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進します。
- 障がい者が安全に安心して自動車を運転できるよう、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化・大型化等を推進します。
- 障がい者や高齢者、子どもなど、地域のあらゆる人が交流でき、支援が必要な人にはそれぞれの希望に応じた必要なサービスが提供される多世代交流・多機能型支援の拠点づくり「徳島県版ユニバーサルカフェ」を推進します。

第2章『各論』

第5節 防災、防犯等の推進

防災・減災対策の推進に当たっては、障がいの特性に配慮したきめ細やかな施策の充実が求められています。

障がい者が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災に向けた取組みを推進します。

また、障がい者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組みを推進します。

1 防災対策の推進

【現状と課題】

災害対策基本法においては、障がい者や高齢者など、防災上特に配慮を要する人を「要配慮者」、そのうち災害発生時において自ら避難することが困難な者で、円滑な避難について特に支援を要する人を「避難行動要支援者」とされ、市町村においては避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられています。

県では、「徳島県地域防災計画」において、障がい者を含む要配慮者に係る災害予防対策及び災害応急対策等について位置づけるとともに、「災害時要援護者支援対策マニュアル」や「災害時障がい者支援ハンドブック」を作成し、障がい者が地域において安全・安心して生活することができるよう、防災対策を行っています。

また、市町村では、避難行動要支援者名簿の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉施設等と連携を図り、必要な支援体制や障がい者等の特別な配慮を必要とする者を対象とした福祉避難所の運営体制の整備に努めることが求められています。

【施策の方向・具体的取組】

- 避難行動要支援者名簿を活用した障がい者に対する適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、民生委員・児童委員や自主防災組織等の地域の避難支援関係者との情報共有を促進します。
- 市町村や障がい福祉施設の職員等に対し、「災害時要援護者支援対策マニュアル」や「災害時障がい者支援ハンドブック」による研修を実施し、防災・減災意識の向上を図ります。

- 災害発生時において、福祉避難所の運営が円滑に行われるよう市町村における福祉避難所の体制整備を支援します。
- 避難所ではスロープや多機能トイレ等の設置など、障がい者等要配慮者に配慮した施設・設備を整備するとともに、避難所においては障がい者が必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援を得ることができるよう、市町村における必要な体制の整備を支援します。
- 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、関係団体と協働し、手話通訳や要約筆記の派遣など、障がい特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進します。
- 災害発生後にも継続して福祉サービスを提供することができるよう、障がい者支援施設等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設等とのネットワークを促進します。
- 火災や救急事案の発生時に聴覚・言語機能障がい者がいつでもどこからでも円滑な緊急通報を行えるよう、全国の消防本部におけるスマートフォン等を活用した音声によらない緊急通報システムの導入を推進します。
- 津波・水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、津波災害警戒区域、浸水想定区域および土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進します。
- 自力避難の困難な障がい者等が利用する要配慮者利用施設が土砂災害のおそれのある箇所に立地している場合は、砂防堰堤等の施設整備等及び危険な区域を明示するなど情報提供に努めるとともに、必要に応じて施設の管理者に対して土砂災害に関する知識や防災意識の向上が図られるよう説明を行い、また、砂防堰堤等の施設整備を行うなど、ソフト・ハード一体となった土砂災害対策を重点的に推進します。
- 障がい者が安心して障がい福祉サービス等を利用することができるよう、非常災害時における消防団や近隣住民との連携体制の構築を促進します。
- 難病患者・家族、支援者等が災害発生時に適切な対応が図られるよう、「災害時難病患者支援マニュアル」や「とくしま災害支援手帳」をもとに、平常時か

らの備えを中心とした体制整備を図り、防災意識の啓発を取り組みます。

- 災害時に障がい者が適切な支援を受けることができるよう、災害時支援ボランティアの養成を行います。

2 防犯対策の推進

【現状と課題】

障がい者が犯罪や事故等の当事者となった場合、その対応に困難を伴うことが多いことから、「ファックス１１０番」や「メール１１０番」の活用を推進するとともに、関係職員に対して障がい者の状況に配慮した警察活動に係る研修の実施や、障がい者の状況に応じた啓発活動等防犯対策の充実を図る必要があります。

また、平成２８年７月に発生した神奈川県の高齢者支援施設における事件を契機として、社会福祉施設における安全対策の重要性が改めて認識されたところであり、防犯に係る安全確保対策を講じていく必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 障がい者の緊急時の通報手段として「ファックス１１０番」や「メール１１０番」の周知を図るとともに、障がい者への防犯知識の普及に努めます。また、関係職員に対して障がい者の状況に配慮した警察活動に係る研修の充実を図ります。
- 警察と地域の障がい者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。
- 障がい者支援施設等を利用する障がい者が安心して生活できるように、監査等を通じて、防犯に係る安全確保のための施設整備の促進や非常時等の職員対応の点検、指導を行うとともに、関係機関や地域住民等と連携し安全確保体制の構築を図ります。

3 消費者トラブルの防止

【現状と課題】

障がい特性に伴って生じる生活上の不便を解消し、生活の質の向上を図る機器や、サービスに対する障がい者の期待は高く、これに乗じた悪質な商法により、障がい者をめぐる消費生活上のトラブルは増加傾向にあります。

障がい者が消費者トラブルに巻き込まれた場合、障がい者自身が被害に気づきにくく、被害を訴えることが困難な状況に陥りやすいため、被害の未然防止と早期発見による被害の拡大防止を図ることが重要です。

そのためには、障がい者本人やその家族等の支援者に向けて、障がい者の消費

者被害の実態やその対応方法について、周知啓発を図る必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 平成29年7月に県庁舎内に開設された「消費者庁消費者行政新未来創造オフィス」と連携し、障がい者が消費者トラブルに巻き込まれないよう各種施策を推進します。
- 消費者トラブルの防止及び障がい者の消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、必要な情報提供を行うとともに、障がい者本人及びその支援者への研修等の実施による「消費者教育」を推進します。
- 市町村に対し、障がい者団体、消費者団体、福祉関係団体、行政等、地域の多様な主体により構成される、「障がい者等の消費者被害防止のための見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）」の設置を働きかけます。
- 徳島県消費者情報センターにおけるファックスやEメール等での消費者相談の受付や、相談員等への障がい者理解のための研修の実施等により、障がい者の特性に配慮した消費生活相談体制を整備します。
- 消費者と消費者情報センターのそれぞれが持つ情報やニーズを迅速かつ確実に交換し合う双方向のネットワーク（消費者ネット）を構築します。
- 不適正取引を行っている悪質事業者に対しては、業務停止命令を行う等、厳正に法を執行します。

第2章『各論』

第6節 保健・医療の推進

障がい者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障がい者の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院の解消を進めます。また、精神障がい者の地域への円滑な移行・定着が進むよう、退院後の支援に関する取組みを行います。

また、保健・医療人材の育成・確保や、難病に関する保健・医療施策、障がいの原因となる疾病等の予防・治療に関する施策を推進します。

1 保健・医療の充実等

【現状と課題】

障がい者にとって、医療・リハビリテーションの充実は、病気の治癒だけでなく、障がいの軽減を図り、社会参加や自立を促進させるには不可欠です。また、定期的な医学管理を必要とする障がい者の増加や、障がいに伴う二次障がいの予防に対応するためにも、障がい者の健康管理や医療の充実を図るための施策を進める必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 障がい者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。その際、特に、高齢化等による障がいの重度化・重複化の予防及びその対応に留意します。
- 障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）による医療費の助成を行います。また、重度心身障がい者に対して医療費等の助成を行います。
- 障がい者の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制の充実を図ります。また、障がいに起因して合併しやすい疾患、外傷、感染症等の予防と、これらを合併した際の障がい及び合併症に対して適切な医療の確保を図ります。

- 定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難な障がい者に対し、障がい者歯科診療事業や障がい者施設等巡回歯科検診事業を実施し、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図る取組みを進めます。
- 医師・歯科医師について、養成課程及び生涯学習において、リハビリテーションに関する教育の充実を図り資質の向上に努めるとともに、様々な場面や対象者に対応できる質の高い看護職員等の養成に努めます。
- 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の医学的リハビリテーションに従事する者について、人材の確保と資質の向上を図ります。

2 精神保健・医療の適切な提供等

【現状と課題】

精神障がい者の地域移行を支援するためには、地域で適切な精神医療が受けられる体制を整備するとともに、身近な市町村を中心とした一般精神保健相談体制の充実や、精神保健福祉センターや保健所等において精神保健相談等の各種の支援活動を推進する等、地域精神保健福祉対策の充実を図っていくことが重要です。

【施策の方向・具体的取組】

- 入院中の精神障がい者の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院を解消するため、以下の取組を通じて、精神障がい者が地域で生活できる社会資源を整備します。
 - ア 専門診療科以外の診療科、保健所等、健診の実施機関等と専門診療科との連携を促進するとともに、様々な救急ニーズに対応できる精神科救急システムを確立するなど、地域における適切な精神医療提供体制の確立や相談機能の向上を推進します。
 - イ 精神科デイケアの充実や、外来医療、多職種によるアウトリーチ（訪問支援）の充実を図ります。
 - ウ 居宅介護など訪問系サービスの充実や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の提供体制の整備を図ります。
 - エ 精神障がい者の地域移行の取組みを担う精神科医、看護職員、精神保健福祉士、公認心理師等について、人材育成や連携体制の構築等を図ります。

- 学校、職域及び地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会の充実により、県民の心の健康づくり対策を推進するとともに、精神疾患の早期発見方法の確立及び発見の機会の確保・充実に努めます。
- 精神障がい者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図ります。精神障がい者に対する当事者による相談活動に取り組む市町村に対し支援を行います。
- 精神医療における人権確保のため、精神医療審査会の充実・適正化を図ります。
- 精神疾患について、患者の状態像や特性に応じた精神病床の機能分化を進めるとともに、適切な医療の提供を確保し、患者・家族による医療機関の選択に資するよう、精神医療に関する情報提供及び安全対策の推進を図ります。
- 精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。
- 精神障がい者の地域への円滑な移行・定着を進められるよう、精神障がい者の退院後の支援に係る取り組みを行います。

3 難病に関する保健・医療施策の推進

【現状と課題】

原因が不明であって治療方法が確立していない難病や、治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となる小児慢性特定疾病は、その特殊性・希少性から、患者及び家族にとっては心身の負担が大きく、患者の医療費の軽減、患者家族の不安の解消や在宅療養を支援するために、徳島県難病相談支援センターにおける相談事業を行っています。

また、平成25年4月より、障害者総合支援法に定める障がいの範囲に難病患者が加わり、障がい福祉サービスの対象となり、また平成27年1月には、「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行により、医療費助成の対象疾病が拡大されました。今後も、難病患者やその家族が安心して生活できるよう、医療体制や障がい福祉サービス等の支援体制を充実させる必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 難病患者に対し、総合的な相談・支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、各保健所における難病患者地域支援対策推進事業（相談事業、訪問指

導、難病対策推進会議等）や難病医療提供体制整備事業（在宅重症難病患者一時入院事業等）の充実を図り、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。

- 難病に関する医療の確立、普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。
- 平成27年1月の児童福祉法改正により、小児慢性特定疾病に係る医療費助成の対象疾病が拡大されました。長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがある疾病であって、療養のために多額の費用を要するものに対し、健全育成の観点から、その疾病にかかっている患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。
- 難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、徳島県難病相談支援センター等により、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進等を行います。
- 市町村において、病状の変化や進行、福祉ニーズ等の難病の特性に配慮した円滑な障がい福祉サービス等の提供がなされるよう、理解と協力の促進に努めます。

4 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

【現状と課題】

障がいには、先天的な障がいと疾病や交通事故、労働災害等の後遺症による後天的な障がいがありますが、先天的な障がいを防止するためには、障がいの実態と原因の把握に努めるとともに、ライフサイクルの出発点である母子保健活動の一層の充実に取り組む必要があります。

安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりのために、思春期の保健対策の充実、妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保、子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減を推進していく必要があります。

低出生体重児の増加や出産年齢の高齢化等に伴うハイリスク分娩に対応するため、妊婦健康診査の一層の充実や適切な相談・指導を行う体制づくり、並びに未熟児周産期医療体制の整備・拡充等を図っていく必要があります。

核家族化や地域の人間関係の希薄化、育児情報の氾濫等により育児不安を持つ親が増えてきており、保健師・助産師による乳幼児期の保健指導の充実、保健所

やこども女性相談センター，各種相談窓口の周知と拡充，育児サークルの育成等幅広い対応に努めていく必要があります。

後天的障がいは，脳卒中，あるいは骨折等に起因することが多く，その原因となる高血圧症，脂質異常症，心疾患，骨粗しょう症等の生活習慣病を予防するためには，健康診査，保健指導等を実施していく必要があります。

日常の生活習慣改善を図るため，保健サービスの一層の充実を図るとともに，介護予防事業との連携により，寝たきりの原因となる生活機能低下の早期把握の取組みを推進する必要があります。

県民の精神疾患や精神障がい者に対する正しい理解の促進を図るとともに，精神保健知識の普及を通じて県民の心の健康づくりを進める必要があります。

思春期，高齢期等のライフステージに応じたきめ細かい精神保健対策を推進することが必要です。特に，人口の高齢化を踏まえ，高齢者の精神的健康の保持増進や精神障がいの予防，老人性認知症の早期発見，早期治療等に積極的に取り組む必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 妊婦，産婦，乳幼児に対する健康診査及び児童に対する健康診断，保健指導の適切な実施，周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに，これらの機会の活用により，疾病等の早期発見及び治療，早期療養を図ります。また，障がいの早期発見と早期療育を図るため，療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職の確保を図ります。
- 糖尿病等の生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進行等を予防するため，栄養・食生活，身体活動・運動，休養，飲酒，喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進，医療連携体制の推進，健康診査・保健指導の実施等に取り組めます。
- 疾患，外傷等に対して適切な治療を行うため，専門医療機関，身近な地域における医療機関及び在宅における医療の提供体制の充実，保健所，精神保健福祉センター，こども女性相談センター，市町村等による保健サービス等の提供体制の充実及びこれらの連携を促進します。
- 外傷等に対する適切な治療を行うため，医療提供体制の充実及び関係機関の連携を促進します。